

志摩市 小規模企業・中小企業支援 ガイドブック

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例

令和6年7月1日施行



共に育ち、誇れる志摩市へ

市内企業の大多数を占める小規模・中小企業は、
地域雇用と経済を支える「主役」です。
人口減少や経済環境の変化という荒波を乗り越え、
持続可能なまちを実現するために、
市は全力で皆様の挑戦を支えます。

主体的な努力の促進

創意工夫と経営向上への
チャレンジを応援します

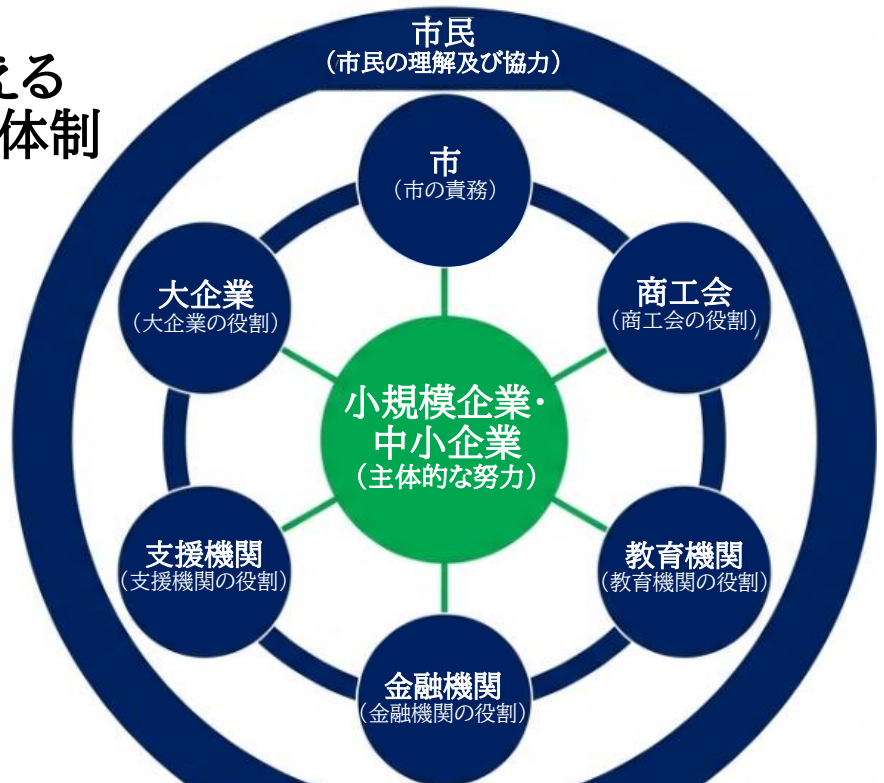
オール志摩での連携

市、金融機関、商工会、教育機関
が一丸となってサポート

持続可能なまちづくり

地域経済の循環と市民生活の
向上を目指して

あなたの事業を支える 「オール志摩」の連携体制



地域経済の持続的な発展と市民生活の向上・みんなが自慢したくなるまちづくり

それぞれの専門機関が役割を果たし、地域全体であなたの事業をバックアップします

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例とは

小規模企業・中小企業を振興する理由

市内企業の大多数を占める小規模企業や中小企業は、市内の雇用創出や地域経済の発展、市民生活に重要な役割を果たし、地域を支えています。持続可能なまちづくりを推進していくためには、これら企業が存在が必要不可欠だからです。

そのため、市、事業者、金融機関、そして市民がそれぞれの役割を果たし、一丸となって中小企業を支える体制を構築する必要があります。地域の絆を深め、互いに応援し合う文化を醸成することで、変化の激しい時代においても、誰もが自分らしく輝ける豊かな地域経済の実現を目指します。

小規模企業・中小企業の範囲

【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲（いずれかに該当）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下
卸売業、小売業、サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下

志摩市における小規模企業・中小企業振興の基本理念

- 01 小規模企業・中小企業の主体的な努力を促進
- 02 地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしている小規模企業・中小企業の重要性を認識
- 03 関係機関等の連携・協力による推進
- 04 地域経済の循環の促進及び自然環境への配慮等による持続可能なまちづくり
- 05 経済的・社会的環境の変化に円滑に対応
- 06 歴史、伝統、文化を尊重し、市が有する特色ある地域資源を有効活用

連携・協カイメージ



目次

主な支援制度について

お困りごと（例）	支援ページ
設備導入 新商品の開発に向けて設備・機材を導入したい	P.4
生産性向上 新規顧客の獲得や生産性を向上させて業績を伸ばしたい	
資金調達 経営向上や安定化に向けて資金を調達したい	
販路拡大 新商品の開発や自社商品の販路を拡大したい	P.5～P.7
人材確保 新たな人材を確保し、人材不足を解消したい	P.8～P.9
専門技術 地場産業（農林・漁業）の専門的な知識・技術を学びたい	
創業 新たに事業を立ち上げたい	P.10
事業承継 後継者を探したい、スムーズに事業を継承したい	
DX推進 自社のデジタル化を進め、業務の効率化を図りたい	P.11
防災減災 自然災害等に向けた対策を進めたい	P.12
観光誘客 国内外から観光客を誘客する市の施策について知りたい	P.13

経営の革新及び経営基盤の強化

第12条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対して、商工会及び支援機関等と連携し、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。
- 2 市は、小規模企業・中小企業が経営の革新及び経営基盤の強化を図るため、金融機関等と連携し、資金調達の円滑化を図るよう必要な支援を講ずるものとする。

主な支援制度

経営向上の取組を支援

商工会や支援機関等と連携し、企業の経営向上に向けた取組に対して支援します。

志摩市中小企業経営向上支援補助金（リニューアル）

市内の中小企業が作成した経営向上計画に基づき、生産性向上や販路開拓の取組を支援する。三重県からのステップ2以上の認定を受けた事業者が、計画に基づいて実施する取組に係る経費の一部を補助（補助額：上限最大20万円）。

【区分】A：生産性向上（業務効率化等により生産性を高める事業）

B：商品開発・販路開拓（新商品等により、売上拡大を目指す事業）

【補助額】A：上限20万円（補助率1/3） B：上限10万円（補助率1/2）

問合せ：経済課 0599-44-0010

融資に対する支援

金融機関と連携し、企業の資金調達の円滑化を図るため、融資に対して支援します。

①小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金（継続）

経営改善や資金の円滑化を図るため、市内で事業を行う事業者に対して、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金（マル経融資）または生活衛生改善貸付の融資に対する利子を補給（補助額：上限20万円）。

②制度資金利子補給金（漁業者）（リニューアル）

漁業者が漁業近代化資金を活用し、融資を受けた場合の利子を補給。

（上限2.0%）

③制度資金利子補給金（農業者）（継続）

農業者が農業経営基盤強化資金及び三重県農業経営近代化資金を活用し、融資を受けた場合の利子を補給。

問合せ：①経済課 0599-44-0010 ②水産課 0599-44-0289 ③農林課 0599-44-0288

販路の拡大及び新たな事業の展開の促進

第13条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、教育機関等と連携し、地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

販路開拓を支援

志摩市の地域資源である特産品等の販路開拓に向けた支援を行います。

①地域ブランド事業（継続）

志摩市の優れた地域資源（一次産品、加工品、工芸品等）を「志摩ブランド」として認定し、県内外において情報発信や販路開拓の取組を支援。



②特産品PR事業（継続）

国内外での志摩市の産品を活用したPR・販売イベントを通じて国内外に地域及び産品の魅力を発信することで販路開拓を図るとともに、ふるさと納税制度を有効活用し、産品の魅力を発信。

③志摩市中小企業経営向上支援補助金 再掲

市内の中小企業が作成した経営向上計画に基づき、生産性向上や販路開拓の取組を支援する。三重県からのステップ2以上の認定を受けた事業者が、計画に基づいて実施する取組に係る経費の一部を補助（補助額：上限最大20万円）。

【区分】A：生産性向上（業務効率化等により生産性を高める事業）

B：商品開発・販路開拓（新商品等により、売上拡大を目指す事業）

【補助額】A：上限20万円（補助率1/3） B：上限10万円（補助率1/2）

問合せ：経済課 0599-44-0010

販路の拡大及び新たな事業の展開の促進

第13条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、教育機関等と連携し、地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

地域産業における担い手の確保・育成と新事業創出

地域産業（漁業・農業）の担い手確保に向け、関係団体・企業等とも連携し、担い手の確保・育成の支援を行います。

①志摩の水産業普及啓発事業（リニューアル）

三重県や真珠養殖業者と連携し、真珠の販路拡大を目的とした交流の場を新たに創設する。また、新たな漁業収入の確保を目的に、民間企業や水産高校等との連携により、未利用魚を活用したレトルト商品の開発を進め、魚介類の付加価値向上を図る。さらに、貝肉を肥料にするパールコンポストの製作を継続的に実施する。

②新規就業者支援補助金（継続）

漁業者の独立や就業初期の生活・経営を安定させるための資金を助成することで、新たに漁業を始める個人の初期投資と生活をサポートする。

【補助額】 上限30万円（補助率1/2）

③農業生産者育成事業助成金（継続）

個人農家を対象とした農機具・ハウス導入支援により、身近な設備投資への負担の軽減を図る。

【区分】 A：新品の農機具の購入費、ハウス新設費

B：中古品の農機具の購入費、ハウス修繕、中古ハウス設置費

【補助額】 A：上限15万円（補助率1/2） B：上限10万円（補助率1/2）

問合せ：①・②水産課 0599-44-0289 ③農林課0599-44-0288

販路の拡大及び新たな事業の展開の促進

第13条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、教育機関等と連携し、地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

地域の課題を解決するスタートアップの創出

地域課題を解決するスタートアップの創出を支援し、若者が希望を持って活躍できるまちをつくります。

①志摩市マリンテック等実証ワンストップセンターの設置（新規）

地域課題の解決や新たなイノベーションの創出に向け、地域外の企業やスタートアップを受け入れ、英虞湾などの海域等をフィールドとした高度産業技術の実証・事業化を支援する「志摩市マリンテック等実証ワンストップセンター」を設置する。

②企業誘致情報発信事業（新規）

海洋関連の先端技術（マリンテック）を持つスタートアップ企業の誘致に向けて、関連する施策や実証事業の結果などを積極的に発信するとともに、マリンテック企業や関係教育・研究機関との関係構築を目指した交流イベントを開催し、地域における将来的な新たな価値の創出を図る。

③マリンテック等実証導入促進補助金（新規）

市内の事業者が、海洋関連の先端技術（マリンテック）に関する製品及びサービスを導入し、市内で実施する事業拡大の取組に係る経費の一部を補助。
【補助額】 上限100万円（補助率1/2）

問合せ：①総合政策課 0599-44-0205 ②・③経済課0599-44-0010

人材の確保及び育成

第14条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の小規模企業・中小企業への就職及び定着の促進並びに働きやすい職場環境の整備等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、地場産業を支える専門的な人材を確保するため、教育機関等と連携し、地域に適応した担い手の育成及び特有の技能の継承を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

多様な人材の確保及び育成を支援

商工会等と連携し、市内企業を知る機会を創出する取組や助成等により、多様な人材の確保及び育成に向けた支援を行います。

①伊勢地域勤労者福祉サービスセンター負担金（新規）

市内事業所の福利厚生への支援を行うことで、雇用の競争力の強化、就労環境の改善につなげ、市内事業所への就業者の増加を図る。

②新卒者雇用定着奨励金（継続）

市内企業における若年層の雇用促進と職場環境の向上等を図るため、新卒者を3年間継続雇用した企業に対して助成金を交付（奨励額：1人につき10万円）。

③就職活動応援補助金（継続）

学生等に対し、市内で実施されるインターンシップ等の採用活動に要した交通費の一部を補助（補助額：上限1万5千円）。

④各種関係団体との連携（継続）

- ・ハローワークと連携し、志摩市ふるさとハローワークを設置。
- ・若者就業サポートステーションと連携し、定期的な就労相談会を実施。
- ・ポリテクセンターと連携し、公共職業訓練の情報発信を実施。
- ・志摩市雇用創造協議会と連携し、地域資源を活用した事業展開や雇用の創出に向けたプロジェクトを実施。

<令和8年度に実施する志摩市雇用創造協議会と連携した事業一覧>（新規）

（事業所向け）

- ・若手人材獲得・定着化セミナー、販路開拓セミナー、DXセミナー
- ・商品開発伴走支援事業、DX化伴走支援事業

（求職者向け）

- ・ITスキル学習講座、就職支援セミナー、観光人材育成セミナー

（事業所・求職者向け）

- ・合同企業説明会の開催、U I J ターン職場見学会の開催

問合せ：経済課 0599-44-0010

人材の確保及び育成

第14条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の小規模企業・中小企業への就職及び定着の促進並びに働きやすい職場環境の整備等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、地場産業を支える専門的な人材を確保するため、教育機関等と連携し、地域に適応した担い手の育成及び特有の技能の継承を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

「障がい者雇用・農福連携」支援プログラム

相談支援センターとの連携や農作業の外部委託により、障がい者等の多様な働き方をサポートし、小規模企業・中小企業への就職及び定着を支援します。

①農福連携による雇用の場の創出（継続）

除草や収穫作業を福祉施設に委託する農福連携を推進し、障がい者の社会参画と農業労働力の確保を図る。

②関係機関と連携した障がい者雇用の促進（継続）

障がい者の就労機会の創出と地域生活の安定に向けた支援を推進するため、専門知識を持つ関係機関との相談体制の充実を図るとともに、企業等への普及啓発を行う。

問合せ：①農林課0599-44-0288

①・②地域福祉課 0599-44-0283

地場産業を支える専門的な人材の確保を支援

地域おこし協力隊の活用や地場産業に触れる機会を創出する取組等により専門的な人材の確保に向けた支援を行います。

①水産業新規就業者確保・定住支援事業（リニューアル）

水産業の新たな担い手確保に注力する。真珠養殖や個人漁業者への補助に加え、企業と連携した大型定置網の就業支援も実施する。

②きんこ塾の開催（継続）

志摩市の特産品「きんこ」の生産者拡大を目指し、必要な知識および加工技術の習得を目的とした講習会を開催

問合せ：①水産課 0599-44-0289

②農林課 0599-44-0288

創業及び第二創業の促進並びに事業承継に対する支援

第15条

- 1 市は、小規模企業・中小企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、商工会及び金融機関等と連携し、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、小規模企業・中小企業に蓄積された経営資源等が失われることなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、商工会及び支援機関等と連携し、円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

創業及び第二創業の取組を支援

商工会等と連携し、創業に関する相談窓口設置や創業スクールの実施、創業経費に係る補助等により創業等の取組を支援します。

①志摩市を元気にする創業支援補助金（リニューアル）

市内で特色ある事業等の新規創業又は第二創業、スタートアップを行う者を対象に、創業時の経営基盤強化を目的として創業等に係る経費を補助。

（補助額：上限50万円～100万円 補助率：1/2）

※要件の該当可否により補助額を加算

②創業資金保証料・利子補給補助金（継続）

市内で創業する者が創業に係る資金の融資を受ける場合、融資に係る信用保証料又は利子を補給（補助額：上限10万円）。

③創業スクール、創業相談窓口（継続）

商工会と連携し、商工会主催で「創業スクール」を実施するとともに、創業に関するワンストップ相談窓口を商工会に設置。

④新規漁業就業者支援補助金 再掲

新規に漁業を行う者を対象に、必要となる漁業資材の購入等に係る経費を補助（補助額：上限30万円 補助率：1/2）。

問合せ：①②経済課 0599-44-0010

③志摩市商工会 0599-44-0700

④水産課 0599-44-0289

事業承継を支援

「未来へ、バトンタッチ」事業承継をサポート（継続）

三重県事業承継・引継ぎ支援センターや商工会、地域の金融機関等と連携し、企業の円滑な事業承継に向けた支援を実施。

問合せ：経済課 0599-44-0010

デジタル技術の活用

第16条

市は、小規模企業・中小企業におけるデジタル技術の活用による業務の効率化及び生産性の向上を図るため、デジタル技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

デジタル技術の導入等を支援

市内企業の業務効率化や生産性向上を図るため、デジタル技術の導入等を促進するために、DX化の取組に対する補助等により支援します。

企業経営DX化推進補助金（リニューアル）

三重県版経営向上計画実施支援補助金で補助を行っていたDX化推進枠をリニューアルし、市内中小企業が実施する機器等購入費、ソフトウェア購入費、賃借料、使用料等に係る経費の一部を補助。

【補助額】 上限50万円（補助率2/3）

問合せ：経済課 0599-44-0010

防災及び減災対策の促進

第17条

市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合においても、小規模企業・中小企業が円滑に事業を再開又は継続することにより、地域経済への影響を軽減できるよう、商工会等と連携し、防災及び減災対策を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

防災及び減災対策の促進

志摩市地域防災計画に基づき、災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、商工会や三重県等と連携し、施設の耐震化、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災・減災対策の推進を支援します。

①防災・減災に関する出張講座（継続）

地域内の防災・減災に関する意識啓発を図るため、自治会や企業等向けに、防災講話として防災・減災対策の啓発に係る出張講座を実施。

②事業継続計画（BCP）や防災・減災関係融資の啓発（継続）

- ・大規模災害発生時の被害を最小限に抑え、速やかに復旧するための取り組みの参考となる「三重県中小企業BCPモデル」の周知を行い、BCP作成に向けた意識啓発を実施。
- ・事業継続力強化計画に従って事業継続力強化（建物の耐震補強や機械の転倒防止策等）を行う事業者を対象に、三重県が資金繰りを支援する「防災・減災対策支援資金」を周知。

問合せ：①防災危機管理課 0599-44-0203 ②経済課 0599-44-0010

観光誘客及び消費の促進

第18条

市は、観光消費の促進による地域内需要の拡大を図るため、観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発掘並びに国内外に向けた魅力の発信により、国内外からの旅行者の来訪を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

観光産業の振興と観光消費の促進

志摩市の観光振興の核である豊かな「海」と海と共生して育まれてきた独自の「文化」を柱に、「ココロほどけるちょうどいい時間～海と過ごす志摩～」を誘客テーマに掲げ、「知る」「過ごす」「満たされる」の各事業を展開し、滞在時間の延長および宿泊客数の拡大をめざす

①志摩を知る認知度向上事業（新規）

メディアの取材意欲を高めるアプローチや首都圏在住者に志摩市の魅力を体験してもらうための多面的なPR施策を展開することで、志摩市のメディア露出を強化するとともに、具体的な行動につながる取組を実施。

②志摩で過ごすちょうどいい時間創出事業（新規）

周遊バスやタクシーの運行、体験型ツアー造成、ペット観光推進等により市内全域の周遊性を向上。シームレスな移動で多彩な資源を結び、滞在時間の延長と消費拡大を図り、持続可能な観光地域づくりを目指す取組を実施。

③志摩で心が満たされるリピート推進事業（新規）

海女文化等の日本遺産を活用した体験造成や、バリアフリーマップ整備、接遇研修を推進。誰もが安心して楽しめる環境を整え満足度を向上。リピーター創出により持続的な誘客と地域活性化を図る。

問合せ：観光・プロモーション課 0599-44-0005

インバウンドを含む観光誘客の拡大

重点市場と位置付けている東アジア・東南アジアからのインバウンド誘客に向けて、香港・台湾をターゲットに、官民一体で受入環境整備やプロモーションを推進。滞在型観光の促進とブランド向上により、観光消費額の拡大と雇用創出を図る

インバウンド誘客促進事業（一部新規）

市内事業者向けセミナーや商談会の開催、個別相談等により民間の受入体制強化を支援。旅行会社への営業や情報発信を一体的に推進し、令和8年度の訪日外国人宿泊者数5.5万人泊と観光消費拡大を目指す。

問合せ：観光・プロモーション課 0599-44-0005

志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食国(みけつくに)」として栄えてきた歴史がある。特に、豊かな食材を生み出す水産業をはじめとする第一次産業と美しい景観等の地域資源を活用した観光関連産業を中心として、長い歴史の中で全国有数の観光地へと発展してきた。

こうした志摩市の発展を支えてきたのは、市内で大多数を占める小規模企業・中小企業であり、地域に根差して雇用を守り、それぞれが持つ力と技術等を発揮して、地域経済の発展と地域産業の振興をもたらすとともに、市民の日々の暮らしを支える重要な存在として社会的使命を果たしてきた。

一方で、近年の人口減少や少子高齢化に伴う地域内消費の減少や人手不足等、経済的・社会的環境の急激な変化が、小規模企業・中小企業の経営に大きな影響を与えている。

このような状況の中、将来にわたり、志摩市が持続的な発展を遂げていくためには、小規模企業・中小企業自らが経営の改善、向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働して課題解決に向けた取組を行うことが重要である。また、特に市内企業の多くを占める小規模企業の視点に立ち、小規模企業・中小企業の特성에応じた支援を行うことで、これら企業の意欲を引き出すことが必要である。

このような認識のもと、小規模企業・中小企業の振興を市政の重要な柱のひとつとして位置付け、小規模企業・中小企業が地域の特色を生かしながら時代の変化に対応した新たな価値の創出や新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、協働による地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることで、市民のだれもがいきいきと働き暮らし続けることができる、みんなが自慢したくなるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における小規模企業及び中小企業(以下「小規模企業・中小企業」という。)の振興に関する基本理念を定め、市の責務、小規模企業・中小企業及び商工会等の役割を明らかにすることにより、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 中小企業 法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 支援機関 小規模企業・中小企業の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。)であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって、市内に存する学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等をいう。
- (7) 大企業 小規模企業・中小企業以外の企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (8) 市民 志摩市まちづくり基本条例(平成20年志摩市条例第22号)第2条第1号に規定する市民をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業・中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な努力を促進すること。
- (2) 地域の雇用を促進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしている小規模企業・中小企業の重要性を認識すること。
- (3) 市、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民が相互に連携及び協力すること。
- (4) 地域経済の循環の促進及び自然環境への配慮等により、持続可能なまちづくりが図られること。
- (5) 人口減少及び少子高齢化の進行、自然災害の発生、デジタル技術の進展等、経済的・社会的環境の変化に円滑に対応すること。
- (6) 市の貴重な歴史、伝統及び文化を尊重し、自然、技術、人材その他の市が有する特色ある地域資源を有効に活用すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を講じなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、小規模企業・中小企業の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民と協力して取り組むものとする。
- 3 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策について、市民の理解

を深めるよう努めるものとする。

(小規模企業・中小企業の役割)

第5条 小規模企業・中小企業は、基本理念にのっとり、他の小規模企業・中小企業又は多様な主体と連携及び協力することにより、経済的・社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上に努めるものとする。

2 小規模企業・中小企業は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業・中小企業は、市の特色ある地域資源を有効に活用するよう努めるものとする。

4 小規模企業・中小企業は、教育機関と連携し、児童、生徒等の職場体験及びインターンシップの機会等の提供並びに企業情報を発信するよう努めるものとする。

5 小規模企業・中小企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の発達、改善及び革新を促進するための取組を伴走支援により積極的に行うものとする。

2 商工会は、小規模企業・中小企業の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 商工会は、小規模企業・中小企業及び大企業の商工会への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、資金融資、経営相談その他の方法により、小規模企業・中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新に対する支援を通じ、地域経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念にのっとり、勤労及び職業に対する意識の啓発、地域で活躍する人材の育成、研究開発等を通じて、小規模企業・中小企業と連携及び協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第10条 大企業は、基本理念にのっとり、自らの事業活動の維持及び地域経済の持続的な発展のために重要な役割を小規模企業・中小企業が果たしていることを認識し、小規模企業・中小企業と連携した事業の創出を図るよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 大企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために小規模企業・中小企業が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営の革新及び経営基盤の強化)

第12条 市は、小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対して、商工会及び支援機関等と連携し、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業が経営の革新及び経営基盤の強化を図るため、金融機関等と連携し、資金調達の円滑化を図るよう必要な支援を講ずるものとする。

(販路の拡大及び新たな事業の展開の促進)

第13条 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、教育機関等と連携し、地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第14条 市は、小規模企業・中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の小規模企業・中小企業への就職及び定着の促進並びに働きやすい職場環境の整備等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地場産業を支える専門的な人材を確保するため、教育機関等と連携し、地域に適応した担い手の育成及び特有の技能の継承を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

(創業及び第二創業の促進並びに事業承継に対する支援)

第15条 市は、小規模企業・中小企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、商工会及び金融機関等と連携し、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業に蓄積された経営資源等が失われることなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、商工会及び支援機関等と連携し、円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(デジタル技術の活用)

第16条 市は、小規模企業・中小企業におけるデジタル技術の活用による業務の効率化及び生産性の向上を図るため、デジタル技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

(防災及び減災対策の促進)

第17条 市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合においても、小規模企業・中小企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、地域経済への影響を軽減できるよう、商工会等と連携し、防災及び減災対策を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(観光誘客及び消費の促進)

第18条 市は、観光消費の促進による地域内需要の拡大を図るため、観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発掘並びに国内外に向けた魅力の発信により、国内外からの旅行者の来訪を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

----- 問合せ先 -----

志摩市 観光経済部 経済課

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方3098番地22
TEL:0599-44-0010 FAX:0599-44-5262

令和8年4月発行